

令和8年度個人市民税・県民税・森林環境税の課税誤りについて

令和8年度個人市民税・県民税・森林環境税（以下「個人住民税」という）の課税計算を行う過程において処理誤りがあり、課税の基礎となる収入金額等を過大に計算していたことから、税額の算定誤りが生じていたことが判明しました。これにより、誤った金額で納税通知書を発送していたほか、個人住民税の徴収方法にも影響が生じることが明らかになりましたので、お知らせします。

このたびは、市民の皆さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

公的年金等支払報告書（以下「報告書」という）の収入金額等を二重に加算し、過大に計算していた。これにより、誤った金額で納税通知書を発送していたほか、個人住民税の徴収方法に影響が出ることが判明した。

2 判明の経緯

6月10日（水）個人住民税の納税通知書を発送

15日（月）市民から問い合わせが複数件あり、状況を確認したところ当該事案が判明した

3 原因

年金保険者から市に提出された当初の報告書の収入金額等をデータ登録した後、収入金額等が訂正された新たな報告書が提出された。本来は訂正前の収入金額等のデータを削除し、新たな収入金額等を登録すべきところ、訂正前の収入金額等のデータを削除しなかった。そのため、訂正前後の収入金額等がデータとして登録されたままとなり、収入金額等を過大に計算することとなった。

4 影響範囲

（1）収入金額等を過大に計算してしまった方

258人（花見川区106人、稲毛区83人、美浜区69人（1月1日時点））

うち、個人住民税の税額に影響が生じた方 196人

誤って過大に賦課した税額の合計 約1,860万円

1人当たり平均 約95,000円

（2）徴収方法への影響

年金からの特別徴収が停止し、普通徴収に切り替わる事象が生じる。

5 個人住民税以外の影響・対応

個人住民税の課税情報を基に保険料を算定している、介護保険料、国民健康保険料については、6月15日（月）に保険料決定通知書を発送済みであり、影響を調査中です。

保険料が昨年と比べて大幅増加となっている場合は、本件の影響を受けている可能性があるため、西部市税事務所市民税課（043-270-3141）へお問合せください。

6 今後の対応

当該対象者にお詫び文を送付します。その際、個人住民税の税額に変更があった方については、正しい金額の納付書を同封する予定です。市民の負担が最小限になるよう、可能な限り対応します。

7 再発防止策

（1）前年度と比較して年金収入が著しく増加している対象者について、システムにより抽出のうえ、確認作業を実施する工程を新たに追加します。

（2）当該工程をマニュアルへ明確に位置付けるとともに、関係職員に対する周知および研修を実施し、再発防止の徹底を図ります。